

# 「監事監査報告書」

2018年5月25日

学校法人 明治学院

理 事 会 御 中

私たち学校法人明治学院監事 永嶺 雄三、辻 泰一郎は、私立学校法第37条第3項および寄附行為第23条の定めに従い、2017年4月1日から2018年3月31日までの本法人の業務及び財産の状況を監査しました。その結果について下記のとおりご報告いたします。

## 1. 監査方法の概要

監事は、開催される全ての常務理事会、理事会、評議員会に陪席いたしました。

その他、理事・監事・評議員懇談会に出席し、更に理事長、学院長、学長、高校長、中学・東村山高校長等の部門の長をはじめ、財務理事、入試担当・補助金担当副学長、学院牧師などにヒアリングを行い、意見を述べました。また、電子決裁システムの導入について、総務部長より報告を受けました。それらを通じて学院の現況ならびに将来の展望（事業計画）や入試、就職、明治学院教育ビジョン、補助金の採択状況について把握するように努めました。

監査の実施にあたっては、会計監査人である新日本有限責任監査法人から、期中、期末に報告及び重要事項についての説明を受けて意見の交換をし、またその実査にも立ち会いました。さらに、業務監査を実施し、重要な決裁書類の提出を受けてこれを閲覧し、監査しました。

## 2. 監査の結果

- (1) 法人の業務に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄はなく、建学の精神に立ってすぐれた教育を実践するために、妥当で有効な運営が行われていると認めました。
- (2) 法人の財産の状況に関しては、報告されている資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表は適正であり、法令及び寄附行為に従って法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正確に示しており、財産運用の健全性と透明性を確保していると認めました。

学校法人明治学院

監 事 永嶺 雄三 ㊟

監 事 辻 泰一郎 ㊟